

[21] ジンバブエ

1. ジンバブエの概要と開発課題

(1) 概要

1980年の独立以来、ムガベ大統領（80～87年までは首相）が実権を掌握しており、また、議会では、ジンバブエ・アフリカ国民同盟・愛国戦線（ZANU-PF：Zimbabwe African National Union-Patriotic Front）が事実上の単独政党として議席を支配してきた。1999年以降は、複数政党制下での議会選挙及び大統領選挙が実施されてきたが、いずれの選挙についても、欧米諸国から「選挙プロセスが自由で公正でなかった」との批判がされてきた。

2005年5月、ムガベ政権は「秩序回復作戦」の名の下、野党支持者を狙った貧困層居住区の一掃を行い、2万人以上が逮捕され、70万人以上（国連報告）が住居を失う等の事態に至った。また、立法権の濫用等の強権的手法により、野党勢力や、反政府勢力、独立系マスコミ等を弾圧し、さらにNGOの活動に圧力をかけるなど独裁色を強めていった。

2008年3月に実施された大統領・議会上下院・地方議会選挙の結果、下院において与党ZANU-PFが過半数を割り込む結果となった上、大統領選挙では野党MDC-T（民主変革運動：Movement for Democratic Change、チャンギライ派）のチャンギライ党首が得票数で第1位となった。ただし、チャンギライ候補の得票数が過半数に届かなかったため、大統領決選投票が行われることになったが、これに向けて、与党側による野党側及びその支持者に対する政治暴力が激化した。同年6月の決選投票は、チャンギライ候補が更なる政治暴力の過激化を恐れ、選挙直前に選挙管理委員会に対し決選投票の辞退を申し入れたが、投票自体は予定どおり行われ、現職のムガベ大統領が勝利し、大統領として第5期目の宣誓を行った。

しかし、下院での過半数割れや国内・国際世論を背景として、与党ZANU-PFは単独での政権掌握を断念し、同年7月に包括的政府（与野党協働政府）樹立に向けた覚書が与野党間で合意された。同じく9月にはGPA（Global Political Agreement）と呼ばれる政治合意がなされ、2009年2月にチャンギライ（MDC-T党首）首相、ムタンバラ（MDC-M党首）副首相の指名及び組閣等が行われ、包括的政府が成立した。その後、表面的には旧与野党が協力し政策運営が行われGPAに規定された新憲法制定のプロセスが進められているが、政党間には多くの立場の相違や対立点があり、先行きが不透明な状況が続いている。

(土地問題)

2000年7月より、黒人農民に土地を再分配することを目的とした政府による土地改革「ファースト・トラック」が開始された。その後の2年間で白人が所有する1,100万ヘクタールの大農場（約5,000農場）が強制収用され、大多数の白人農場主は、十分な補償もないまま土地を追われた。また、2005年には憲法改正により土地が国有化され、土地所有を巡る訴訟がすべて無効化された。その後、政府は土地改革の完了及び食糧増産の段階に入ったとの態度を示したものの、現在に至るまで退役軍人らによる農場の不法占拠や暴力的行為は完全には収束していない。さらに2009年の包括的政府樹立後は、政府及び農場主間における99年リース契約による経営の安定化対策を行っているが、収用された農場の補償問題など未解決の問題が依然として山積している。こうした一連の土地改革に関する混乱によって、商業的な農業生産技術が失われただけでなく、農業政策全体が麻痺した結果、ジンバブエの食糧供給に深刻な影響を与えることとなった。

(経済・財政)

かつては社会インフラが比較的整備され、「アフリカの穀物庫」と呼ばれるほどの農業国であり、また、金・プラチナ・クロム等豊富な鉱物資源に恵まれ、農業、製造業及び鉱業がバランスよく発達していた。

しかし2000年以降、土地改革に伴う混乱及び脆弱なガバナンス等により極度の経済的混乱に陥った。外貨収入源であった換金作物及び鉱物の生産量が落ち込んだ結果、外貨が払底し、燃料、電気、機械・部品、生産設備財の輸入が困難となり、農業、製造業、鉱工業に深刻な影響を与えた。また、種子・肥料不足や農地のインフラ整備不良、土地利用の低下等により農業生産が大きく低下し、2008年には干ばつの影響もあり食糧不足によって700万人が国外からの食糧援助を必要とした。

2009年2月に複数外貨制を導入し、中央銀行の準財政活動の抑止、現金予算編成に取り組んだ結果、物流が改善され、物価も安定した。

財政状況としては人件費の政府予算に占める割合が6割を超えており、資本支出が極めて限定的となって

ジンバブエ

いる。また、2010年3月に企業の株式の51%以上を現地人に所有させるよう求める現地化・エンパワーメント法を施行した結果、民間レベルでの投資は引き続き停滞しており、経済の自立回復に時間を要している。

(2) 諸外国との関係及び開発課題

国際社会からは、強制的土地収用、選挙の不正等について度重なる批判を受け、EU、米国等からは選択的制裁（要人の渡航禁止及び資産凍結、武器等の禁輸、軍事交流の停止等）を課されており、2003年12月には英連邦を脱退するなど孤立を深めてきた。

現在、ほとんどの主要ドナー国がジンバブエ政府に対するODAを停止し、国際機関やNGOを通じた人道支援に重点を移しており、世界銀行、IMFも融資を停止している。我が国も、2000年の議会選挙に関する我が国選挙監視団の報告を受け、人道支援を除く新規の一般無償資金協力を停止する等、一部のODAを控えていた。

しかし、2009年2月の包括的政府の樹立を踏まえ、主要ドナー国は、当面は人道支援及び関連分野を中心に支援を実施するとしての上で、人権の尊重、法の支配、農場奪取の停止、中央銀行の改革などの状況を踏まえ援助の再開について検討するという立場をとっている。IMF及び世界銀行は、包括的政府樹立後、数次にわたり調査団を派遣するとともに、統計情報の収集、対外債務状況の確認及び国際収支の動向の分析などを含む財政運営等に関する技術的支援を再開した。また、ジンバブエ政府に対する直接の開発協力を停止しつつも、ジンバブエ国民のベーシック・ヒューマン・ニーズを確保するために必要なインフラの修復を行うため、2011年3月、主要ドナー国はAfDBの管理下に新たな基金(Multi-Donor Trust Fund、Zim-Fund)を設置した。

旧政府は欧米諸国との関係が冷え込む中、「ルック・イースト」政策と称し中国、イラン等との関係強化を進めていたが、包括的政府においては、チャンギライ首相を中心に欧米諸国との関係改善の努力がなされている。その一方で、ZANU-PFを中心に中国等との経済関係の強化を目指す動きもある。

表-1 主要経済指標等

指 標		2009年	1990年
人 口	(百万人)	12.5	10.5
出生時の平均余命	(年)	45	61
G N I	総 額 (百万ドル)	5,394.00	8,511.82
	一人あたり (ドル)	370	860
経済成長率	(%)	6.0	7.0
経常収支	(百万ドル)	-	-139.84
失 業 率	(%)	-	-
対外債務残高	(百万ドル)	5,014.91	3,278.80
貿 易 額 ^(注1)	輸 出 (百万ドル)	-	2,012.07
	輸 入 (百万ドル)	-	2,000.75
	貿易収支 (百万ドル)	-	11.33
政府予算規模 (歳入)	(百万ジンバブエ・ドル)	-	2,118.19
財政収支	(百万ジンバブエ・ドル)	-	-230.98
債務返済比率 (DSR)	(対GNI比, %)	1.9	5.5
財政収支	(対GDP比, %)	-	-2.6
債務	(対GNI比, %)	-	-
債務残高	(対輸出比, %)	335.0	-
教育への公的支出割合	(対GDP比, %)	-	-
保健医療への公的支出割合	(対GDP比, %)	-	-
軍事支出割合	(対GDP比, %)	-	4.7
援助受取総額	(支出純額百万ドル)	736.76	334.26
面 積	(1000km ²) ^(注2)	391	
分 類	D A C	後発開発途上国 (LDC)	
	世界銀行等	i / 低所得国	
貧困削減戦略文書 (PRSP) 策定状況		-	
その他の重要な開発計画等		-	

注) 1. 貿易額は、輸出入いずれもFOB価格。

2. 面積については“Surface Area”の値（湖沼等を含む）を示している。

表-2 我が国との関係

指 標		2010年	1990年
貿易額	対日輸出 (百万円)	4,716.17	21,345.76
	対日輸入 (百万円)	2,158.50	9,949.91
	対日収支 (百万円)	2,557.67	11,395.85
我が国による直接投資	(百万ドル)	-	-
進出日本企業数		3	-
ジンバブエに在留する日本人数	(人)	61	89
日本に在留するジンバブエ人数	(人)	99	17

ジンバブエ

表-3 主要開発指数

開 発 指 標		最新年	1990年
極度の貧困の削減と飢饉の撲滅	所得が1日1ドル未満の人口割合 (%)	56.1(1990-2005年)	—
	下位20%の人口の所得又は消費割合 (%)	—	—
	5歳未満児栄養失調割合 (%)	—	—
初等教育の完全普及の達成	成人(15歳以上)識字率 (%)	91.9(2009年)	—
	初等教育就学率 (%)	—	—
ジェンダーの平等の推進と女性の地位の向上	女子生徒の男子生徒に対する比率(初等教育)	—	99
	女性識字率の男性に対する比率(15~24歳) (%)	97.9(2005年)	—
乳幼児死亡率の削減	乳児死亡率 (出生1000件あたり)	50.9(2010年)	52.1
	5歳未満児死亡率 (出生1000件あたり)	90(2009年)	81
妊産婦の健康改善	妊産婦死亡率 (出生10万件あたり)	790(2008年)	390
HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止	成人(15~49歳)のエイズ感染率 (%)	14.3(2009年)	10.1
	結核患者数 (10万人あたり)	742(2009年)	329
	マラリア患者数 (10万人あたり)	5,410(2000年)	—
環境の持続可能性の確保	改善された水源を継続して利用できる人口 (%)	82(2008年)	78
	改善された衛生設備を継続して利用できる人口 (%)	44(2008年)	43
開発のためのグローバルパートナーシップの推進	債務元利支払金総額割合 (財・サービスの輸出と海外純所得に占める%)	—	23.1
人間開発指数 (HDI)		0.376(2011年)	0.425

2. ジンバブエに対する我が国ODA概況

(1) ODAの概略

我が国のジンバブエに対する本格的な援助は1980年度に実施した地方道路復興計画及び食糧増産援助に始まる。その後、2000年の議会選挙に関する我が国選挙監視団の報告を受け、人道支援を除く新規の一般無償資金協力等、一部のODAを控えてきた。2009年2月の包括的政府の樹立による政治的混乱の一応の収束及び複数外貨制の導入による経済の安定等を踏まえ、人道目的に資する二国間の協力を再開している。

(2) 意義

ジンバブエは、南アフリカ、ボツワナ、ザンビア、モザンビークに囲まれ、南部アフリカの交通及び送電等の要所となっていることや、豊富な鉱物資源を有する国であることなどから、我が国は、ジンバブエを南部アフリカ地域における援助重点国の一つとして位置づけ、2000年以前は積極的な援助を実施してきた。

経済の崩壊による医療機関、上下水道等のインフラの壊滅的な状況や深刻な食料不足、学校教育の荒廃が続く中、ジンバブエは災害や伝染病等に対して極めて脆弱な社会となっており、「人間の安全保障」の観点から、一般住民に広く裨益する人道支援を実施する意義は大きい。今後のジンバブエに対する経済協力については、人権の尊重、法の支配、合理的な経済運営等の観点から包括的政府の動向を注視し、これらの諸点について対応の進展を見極めた上で、適切に支援を実施する必要がある。

(3) 基本方針

ジンバブエにおける人権の尊重、法の支配の状況の改善、経済的混乱の收拾が促進されることを注視しつつ、NGOなどを通じた草の根レベルの支援、UNICEFやWFPなどの国連機関を通じた人道援助等に重点を置いた支援を実施する。また、ジンバブエの民主化が進展し、政治・経済状況が安定するよう、包括的政府の取組を後押しすることが適切であることを踏まえ、人道目的に資する二国間無償資金協力及び技術協力を再開することとする。

(4) 重点分野

(ア)緊急人道援助、(イ)保健医療、(ウ)農業振興、(エ)所得向上に結びつく産業振興のための条件整備、(オ)水を含む環境保全

(5) 2010年度実施分の特徴

食糧支援、保健・医療、農業、子供の保護分野、さらには難民対策等で国際機関を通じた支援を行った。技

術協力については、人道支援に関連した分野の研修員受入を行ったほか、2011年1月からJOCVの派遣を再開した。

(6) その他留意点・備考点

(包括的政府樹立後の援助需要)

ジンバブエは、他のアフリカ諸国に比して、依然としてインフラの整備水準が高く、教育水準が高く優秀な人材が多いといわれているが、経済的混乱により基本的な社会インフラの疲弊、人材の流出が進んでいる。包括的政府は政府予算の支出の大部分を人件費に当て、人材の引き留め等政府機能の正常化に努めている一方、投資的経費が賄えず、経済復興に向けたインフラや社会・経済システムの再整備に対して大規模な援助需要が生じている。二国間の協力の再開にあたり、今後も、国際機関及び主要ドナーとともに、ジンバブエの政治、社会、経済動向を注視する必要がある。

3. ジンバブエにおける援助協調の現状と我が国の関与

国際機関・ドナーは、政府の土地問題への対応、2002年大統領選挙及び2005年議会選挙において政府による人権の尊重及び民主化の遵守が不十分であるとして、人道支援を除く援助を事実上停止した。

包括的政府樹立後は、主要ドナー国は人道支援に加え人道支援に密接に関連した分野の支援を表明しており、包括的政府とUNDPやIMF、世界銀行等の国際機関及びドナー間の対話が進められている。また、主要ドナーは現地において毎週連絡会議を持ちドナー・グループとしての一体的行動に努めているほか、おおむね半年に一度、各ドナーの本部・本省の実務責任者が出席する会議が開催され、対ジンバブエ対処基本方針を打ち出している。さらに、PRSPについては包括的政府が世界銀行・IMFとともに作成に向けた検討を行っている。

表-4 我が国の年度別・援助形態別実績

(単位：億円)

年度	円借 款	無償資金協力	技 術 協 力
2006年	—	3.93	4.82 (4.65)
2007年	—	7.26	3.61 (3.53)
2008年	—	11.65 (7.35)	1.81 (1.60)
2009年	—	15.28 (13.70)	1.23 (1.10)
2010年	—	13.27 (7.90)	1.50
累計	380.65	546.31 (28.95)	163.63

- 注) 1. 年度の区分は、円借款及び無償資金協力は原則として交換公文ベース、技術協力は予算年度による。
2. 「金額」は、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績及び各府省庁・各都道府県等の技術協力経費実績ベースによる。ただし、無償資金協力のうち、国際機関を通じた贈与(2008年度実績より、括弧内に全体の内数として記載)については、原則として交換公文ベースで集計し、交換公文のない案件に関しては案件承認日又は送金日を基準として集計している。草の根・人間の安全保障無償資金協力と日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力に関しては贈与契約に基づく。
3. 円借款の累計は債務繰延・債務免除を除く。
4. 2006～2009年度の技術協力においては、日本全体の技術協力事業の実績であり、2006～2009年度の()内はJICAが実施している技術協力事業の実績。なお、2010年度の日本全体の実績については集計中であるため、JICA実績のみを示し、累計についてはJICAが実施している技術協力事業の実績の累計となっている。

ジンバブエ

表-5 我が国の対ジンバブエ経済協力実績

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

暦年	政府貸付等	無償資金協力	技術協力	合計
2006年	—	2.64 (2.55)	3.90	6.54
2007年	—	7.49 (7.24)	4.22	11.71
2008年	—	7.69 (7.69)	2.27	9.97
2009年	—	11.24 (10.68)	1.14	12.38
2010年	—	17.13 (16.29)	1.79	18.92
累計	143.79	430.35 (44.45)	147.63	721.77

出典) OECD/DAC

- 注) 1. 従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として本データブックの集計対象外としてきたが、2006年より拠出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上する事に改めた。()内はその実績(内数)。
 2. 政府貸付等及び無償資金協力はこれまでに交換公文で決定した約束額のうち当該暦年中に実際に供与された金額(政府貸付等については、ジンバブエ側の返済金額を差し引いた金額)。
 3. 技術協力は、JICAによるもののほか、関係省庁及び地方自治体による技術協力を含む。
 4. 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 5. 政府貸付等の累計は、為替レートの変動によりマイナスになることがある。

表-6 諸外国の対ジンバブエ経済協力実績

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

暦年	1位	2位	3位	4位	5位	うち日本	合計
2005年	英国 45.48	米国 41.65	スウェーデン 15.09	オランダ 13.60	ノルウェー 13.56	4.09	186.89
2006年	英国 69.87	米国 36.39	スウェーデン 17.81	ノルウェー 11.21	アイルランド 10.71	6.54	199.97
2007年	米国 139.09	英国 94.10	スウェーデン 19.71	ドイツ 19.45	フランス 15.45	11.71	371.85
2008年	米国 222.90	英国 89.24	オランダ 29.75	スウェーデン 25.74	ドイツ 24.85	9.97	532.35
2009年	米国 249.74	英国 109.86	ドイツ 34.71	オーストラリア 29.79	スウェーデン 29.37	12.38	620.43

出典) OECD/DAC

表-7 国際機関の対ジンバブエ経済協力実績

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

暦年	1位	2位	3位	4位	5位	その他	合計
2005年	WFP 125.42	EU Institutions 40.33	GFATM 8.20	UNDP 3.14	UNTA 2.52	6.17	185.78
2006年	EU Institutions 54.68	WFP 8.32	GFATM 4.22	UNDP 3.50	UNICEF 2.51	5.02	78.25
2007年	EU Institutions 60.98	GFATM 26.03	UNICEF 4.65	UNDP 3.21	GAVI 3.10	8.29	106.26
2008年	EU Institutions 63.38	UNFPA 5.10	GAVI 4.91	UNICEF 4.56	UNDP 2.66	-0.59	80.02
2009年	EU Institutions 79.66	UNDP 7.43	GFATM 7.38	UNICEF 6.61	UNFPA 4.26	10.56	115.90

出典) OECD/DAC

- 注) 順位は主要な国際機関についてのものを示している。

表-8 我が国の年度別・形態別実績詳細

(単位：億円)

年度	円 借 款	無 償 資 金 協 力	技 術 協 力
2005年 年度まで の累計	380.65億円 〔過去実績詳細は外務省ホームページ参 照 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda /shiryo/jisseki.html)〕	494.92億円 〔過去実績詳細は外務省ホームページ参 照 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda /shiryo/jisseki.html)〕	151.25億円 研修員受入 872人 専門家派遣 69人 調査団派遣 751人 機材供与 929.60百万円 協力隊派遣 454人
2006年	なし	3.93億円 小児感染症予防計画 (UNICEF経由) (2.23) 食糧援助 (WFP経由) (1.50) 草の根・人間の安全保障無償 (2件) (0.20)	4.82億円 (4.65億円) 研修員受入 101人 (83人) 専門家派遣 5人 (5人) 調査団派遣 2人 (2人) 機材供与 21.08百万円 (21.08百万円) 留学生受入 (協力隊派遣) 14人 (21人)
2007年	なし	7.26億円 小児感染症予防計画 (UNICEF経由) (2.27) 草の根・人間の安全保障無償 (2件) (0.19) 食糧援助 (WFP経由) (4.80)	3.61億円 (3.53億円) 研修員受入 69人 (68人) 専門家派遣 5人 (5人) 調査団派遣 4人 (4人) 機材供与 9.66百万円 (9.66百万円) 留学生受入 (協力隊派遣) 17人 (6人)
2008年	なし	11.65億円 ジンバブエ共和国におけるコレラ流行対 策に対する緊急無償資金協力 (1.70) ジンバブエ共和国における小児感染症予 防計画 (UNICEF経由) (2.21) 草の根文化無償 (1件) (0.10) 草の根・人間の安全保障無償 (3件) (0.29) 国際機関を通じた贈与 (3件) (7.35)	1.81億円 (1.60億円) 研修員受入 57人 (54人) 留学生受入 18人
2009年	なし	15.28億円 小児感染症予防計画 (UNICEF経由) (1.25) 日本NGO連携無償 (1件) (0.03) 草の根・人間の安全保障無償 (4件) (0.30) 国際機関を通じた贈与 (5件) (13.70)	1.23億円 (1.10億円) 研修員受入 80人 (79人) 留学生受入 1人
2010年	なし	13.27億円 小児感染症予防計画 (UNICEF経由) (4.64) 日本NGO連携無償 (1件) (0.44) 草の根・人間の安全保障無償 (4件) (0.29) 国際機関を通じた贈与 (3件) (7.90)	1.50億円 研修員受入 75人 専門家派遣 1人 調査団派遣 2人 協力隊派遣 3人
2010年 年度まで の累計	380.65億円	546.31億円	163.63億円 研修員受入 1,231人 専門家派遣 80人 調査団派遣 759人 機材供与 960.34百万円 協力隊派遣 484人

- 注) 1. 年度の区分は、円借款及び無償資金協力は原則として交換公文ベース、技術協力は予算年度による。
2. 「金額」は、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績及び各府省庁・各都道府県等の技術協力経費実績ベースによる。ただし、無償資金協力のうち、国際機関を通じた贈与 (2008年度実績より記載) については、原則として交換公文ベースで集計し、交換公文のない案件に関しては案件承認日又は送金日を基準として集計している。草の根・人間の安全保障無償資金協力と日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力に関しては贈与契約に基づく。
3. 円借款の累計は債務繰延・債務免除を除く。
4. 2006～2009年度の技術協力においては、日本全体の技術協力の実績であり、2006～2009年度の()内はJICAが実施している技術協力事業の実績。なお、2010年度の日本全体の実績については集計中であるため、JICA実績のみを示し、累計についてはJICAが実施している技術協力事業の実績の累計となっている。
5. 調査団派遣にはプロジェクトファインディング調査、評価調査、基礎調査研究、委託調査等の各種調査・研究を含む。
6. 四捨五入の関係上、累計が一致しないことがある。

ジンバブエ

表-9 実施済及び実施中の技術協力プロジェクト案件（終了年度が2006年度以降のもの）

案 件 名	協 力 期 間
ハラレ市マブク/タファラ地区HIV/AIDS予防総合対策プロジェクト	03.12～06.12
マシゴ州HIV/AIDS母子感染予防プロジェクト	05.11～08.11

表-10 2010年度草の根・人間の安全保障無償資金協力案件

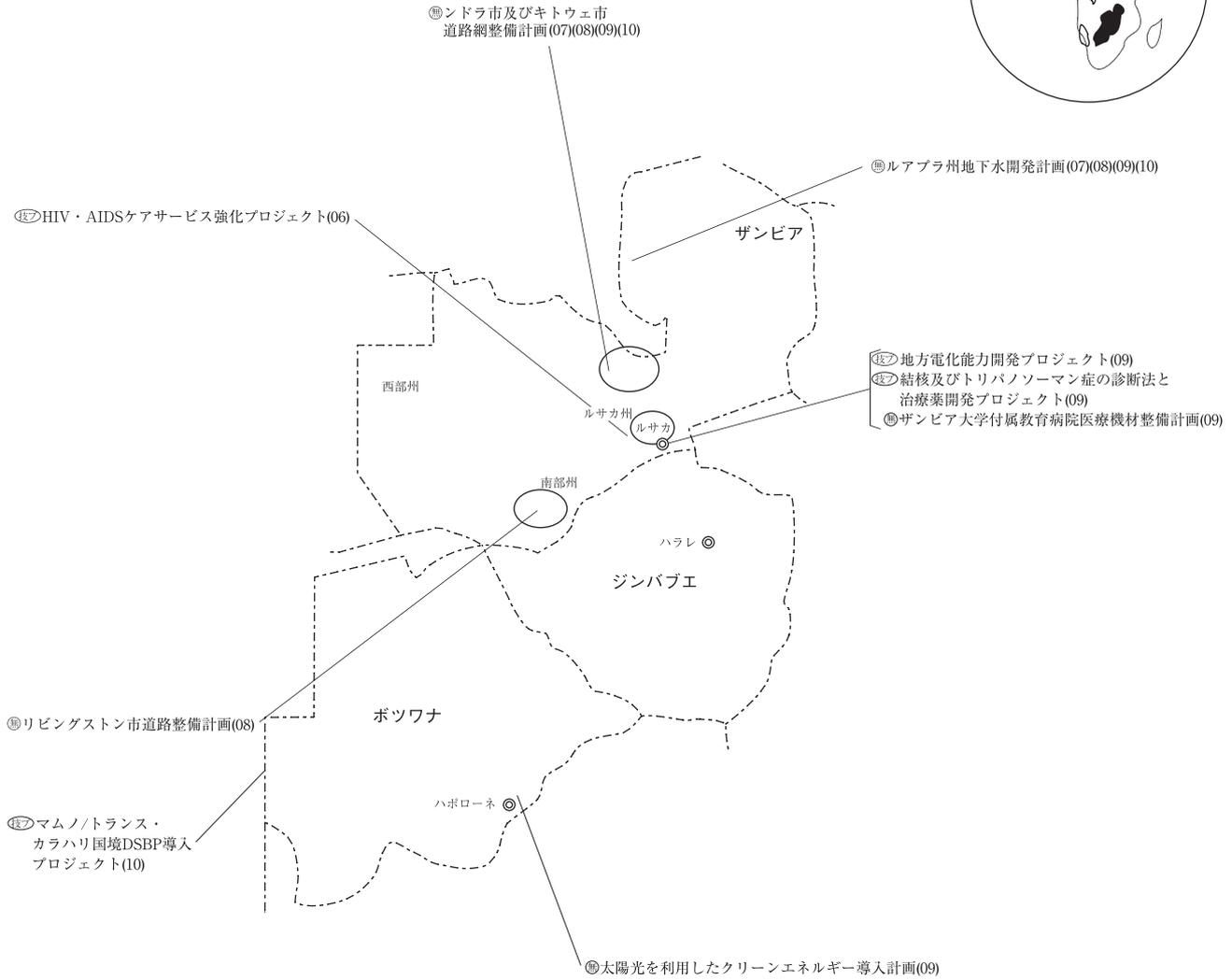
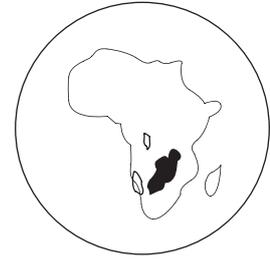
案 件 名
マシゴ州及びミッドランド州水供給衛生計画 東マシヨナランド州ムレワ郡エイズ孤児支援計画 チビング郡における水供給、衛生向上と持続的な食料自給計画 元ストリートチルドレン支援施設における教室棟建設計画

図-1 当該国のプロジェクト所在図は694頁に記載。

サブサハラ・アフリカ地域

プロジェクト所在図

ザンビア、ジンバブエ、ボツワナ



〈ザンビア全国対象プロジェクト〉

- ⑨ マラリア対策計画(06)
- ⑩ 第二次予防接種体制整備計画(06)
- ⑪ 第三次感染症対策計画(07)
- ⑫ 地方分権化のための能力強化プログラム(06)
- ⑬ 南南協力を通じた投資促進環境整備プロジェクト(06)
- ⑭ 地方給水維持管理能力強化プロジェクト (SOMAP) (07)
- ⑮ HIV/エイズ検査ネットワーク強化プロジェクト(07)
- ⑯ 地方給水維持管理能力強化プロジェクト(SOMAP)(07)
- ⑰ ザンビア投資促進プロジェクト・トライアングルホープ(09)
- ⑱ 保健投資支援プロジェクト(09)
- ⑲ HIV/エイズケアサービス管理展開プロジェクト(09)
- ⑳ 農村振興能力向上プロジェクト(09)

〈ザンビア中央州対象プロジェクト〉

- ⑳ SMASTE理科研究事業支援プロジェクト(07)

〈ザンビア ルサカ州・南部州・東部州・西部州対象プロジェクト〉

- ㉑ 食糧安全保障向上のための食作物多様化支援プロジェクト(06)
- ㉒ 電力アクセス向上計画(08)

〈ザンビア北西部州・コッパーベルト州・中央州対象プロジェクト〉

- ㉓ SMASTE授業研究支援プロジェクト(08)

〈ザンビアルサカ州・北西部州・北部州・コッパーベルト州対象プロジェクト〉

- ㉔ 都市コミュニティ小児保健システム強化プロジェクト(10)

〈ジンバブエ全国対象プロジェクト〉

- ㉕ 小児感染症予防計画(ユニセフ経由)(06)(07)(08)(09)(10)
- ㉖ ジンバブエ共和国におけるコレラ流行対策に対する緊急無償資金協力(08)